

学校法人平松学園
大分短期大学
機関別評価結果

平成 29 年 3 月 10 日
一般財団法人短期大学基準協会

大分短期大学 の概要

設置者	学校法人 平松学園
理事長	平松 恵美子
学 長	田代 洋丞
A L O	長岡 寿和
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	大分県大分市千代町 3 丁目 3 番 8 号

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
園芸科		40
	合計	40

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

大分短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 29 年 3 月 10 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 27 年 6 月 22 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は、「意志あるところ道あり」であり、短期大学としての教育目的は学則に規定され、教育目標は「農業・園芸の領域に集積された様々な知識や技術を学習しつつ、産業の振興・発展を図り、日本に世界一の「健康・長寿」社会を構築すること」としている。これらは学生便覧、ウェブサイト等を通して学内外に公表されている。なお、評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学則等に定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けてより一層の自己点検・評価活動が求められる。

学習成果は、学位授与の方針に示されており、具体的には履修案内のカリキュラムマップによって、学生が身に付けるべき知識・技能・能力とそれを学ぶための科目（群）を各学年の学期ごとに示している。教育の質の保証は、学生、教員及び卒業生による各種アンケートに加え、「学修ポートフォリオ」を導入するなど、その検証に努めている。

自己点検・評価委員会規程により、毎年、自己点検・評価を実施しており、報告書は図書館及びウェブサイトで公表している。ただし、提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。なお、平成 25 年、別府大学短期大学部との相互評価を実施している。

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は学内外に公表されている。学習成果の査定は単位修得・認定状況、GPA 及び各種資格（認定）の取得状況等により行っている。

各教員は「学生による授業評価アンケート」結果の確認と把握及び自らの「教員による授業の自己評価」を通して担当授業の改善に努めている。教学面では、学生は入学後 4 月末までに少人数制のゼミナールに所属し、担当教員により卒業まで学業、生活、進路面からきめ細やかな指導が行われている。

教育の質転換として、専任教員は、担当科目にアクティブラーニングを取り入れるなど、

全学的な取り組みに努めている。進路支援として、学生は、多様な資格取得に努めており、教員は対策講座を実施し、その支援を行っている。また、学生部主導の下、各ゼミナール担当教員と事務職員が連携し、毎月、教員が、所属する学生との進路に関する面談を行う等、細やかな相談指導が行われている。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員が配置されている。教員の研究活動に関しては、ウェブサイトにて公開されており、研究紀要においても研究活動が公開されている。規程に基づいてFD・SD委員会を設置し、「人-農業・園芸・環境関係論」の授業参観や「学生による授業評価アンケート」に対する結果報告会が開催されている。

事務組織は関係規程において明確化されており、各職員は事務の専門的な職能を有している。また、事務職員は、教員と連携して学習成果を向上させるための努力をしている。教職員の就業については、就業規則に基づいて適正に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。e-ラーニングシステムを積極的に取り入れており、校内だけでなく自宅でも活用できるなど、施設設備が整備・活用されている。学内LAN（無線LANを含む）が整備され、学生ごとにストレージが割り当てられており、学習で使用するデータを保存することができる。また、インターネットにも接続されており、情報探索も可能となっている。

短期大学部門の過去3年間の事業活動収支は支出超過であるが、学校法人全体は収入超過となっている。余裕資金もあり、財務状況については良好である。

理事長は学校法人の代表として、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は第三者評価に対する役割を果たし、また、学校法人及び当該短期大学運営に必要な規程を整備している。

学長は、教学運営の最高責任者としての役割を遂行している。入学式、卒業式では、建学の精神に基づき、どのような学生を育てたいのかを学生・保護者に訴えている。また、教授会を学則等に基づいて開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、公認会計士と連携して年数回の監査を実施し、その状況について理事会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、法令及び寄附行為の規定に従い、理事長を含め役員の間問機関として適切に機能している。

教育情報及び財務情報は法令に基づきウェブサイトにて公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- すべての専任教員は、担当科目にアクティブラーニング（学生主体型授業）を 2 コマ程度導入し、全学的な教育の質転換を図っている。

[テーマ B 学生支援]

- 平成 25 年度より、従来からの「貸与」奨学生制度に加えて、「減免」、「免除」の独自の奨学生制度を設け、現在、在学生の約 4 割が利用している。
- 2 年間の学修計画が書き込めるスケジュール帳を全員に配付し活用を図っている。また、在学生は園芸療法士をはじめ多様な資格を取得し、希望者には放課後や長期休業中の「公務員・就職・4 年制大学編入学講座」が開催されている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 自己点検・評価]

- 提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努められたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学の建学の精神は、初代学長の平松克己による「意志あるところ道あり」である。かかる精神は、入学時の志を持って勉学に励めば、自ずと進路は開かれる、という分かりやすいものである。毎年の入学式上の学長式辞、オリエンテーション、各学期はじめの履修ガイダンス、学校案内パンフレット、シラバス、ウェブサイトで学内外に表明されている。短期大学としての教育目的は学則に規定され、教育目標は「農業・園芸の領域に集積された様々な知識や技術を学習しつつ、産業の振興・発展を図り、日本に世界一の「健康・長寿」社会を構築すること」としている。なお、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果は、学位授与の方針に示されており、具体的には履修案内のカリキュラムマップによって、学生が身に付けるべき知識・技能・能力とそれを学ぶための科目（群）を各学年の学期ごとに示している。各科目の学習成果は、シラバスに「授業の目的と到達目標」として示し、それぞれ第1回目の授業時に詳しく説明している。各科目の学習成果の査定は全学的に評価の標準化を図っており、試験規則に基づいて厳格に行われている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令は順守されている。

学生による授業評価アンケート、教員による授業の自己評価アンケート、学生による卒業時アンケート、卒業生によるアンケート、学修・生活実態調査アンケートが実施されている。また、新たに学修ポートフォリオを導入するなど、教育の質保証の検証に努めている。体系的な学習成果の獲得に資するためカリキュラムマップとナンバリングが導入されている。また、各科目における学習成果の到達のため、前期・後期の各期の冒頭及び授業の中でも、学ぶ意義と重要性、進路との関連性を説明し質の保証に努めている。

自己点検・評価委員会規程により、毎年、自己点検・評価を実施しており、報告書は図書館及びウェブサイトで公表している。ただし、提出された自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。なお、平成25年、別府大学短期大学部との相互評価が実施されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針がそれぞれ密接に結びついている。学位授与の方針については、4月のオリエンテーション、9月の後期履修ガイダンスで全学生に説明し、シラバスにも掲載されている。また、毎年、自己点検・評価委員会で点検・評価され、教授会に報告されている。学位授与の方針に対応した、教育課程編成・実施の方針を策定しており、シラバスにも達成目標等が明記され、さらにアクティブラーニングを積極的に取り入れている。入学者受け入れの方針は、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に対応した内容を明確に示している。

学習成果の査定のため、授業評価アンケート、卒業生からのアンケート、進路状況や資格取得の状況を把握し、また GPA も導入されている。卒業後の他大学への編入学においても活用され実際の価値が認められる。

教員は、学生の履修状況、成績、資格取得状況、卒業後の状況などの学習成果に関する情報を、毎週開催される教職員連絡会や、毎月開催される教授会において、全教職員間で共有している。

各教員は、学生による授業評価アンケート結果の確認と把握及び授業の自己評価を通して担当授業の改善に努めている。また、1年生の必修科目である「人-農業・園芸・環境関係論」(オムニバス形式)では、全教員が互いに授業を参観して意見、感想、質問等を出し合い、授業改善のためのFD活動も行っている。学生は専任教員が担当するゼミナールに所属し、卒業までの2年間指導が行われ、基礎学力が不足している学生の個別指導、また、希望者には「公務員・就職・4年制大学編入学講座」での指導を行っており、学生個人の直接的な相談窓口となっている。

専任教員については、平成27年度、担当科目にアクティブラーニング(学生主体型授業)を導入し、全学的な教育の質転換を図っている。事務職員は、それぞれの職務に必要な情報の共有や研修会(FD活動)への参加を通して職務の向上に努めている。

在学生は、園芸療法士、生活園芸士、樹木医補、フラワー装飾技能士、園芸装飾技能士、造園技能士、グリーンアドバイザー、測量士補、造園施工技士(2級の一部)、毒物劇物取扱責任者、土壌医3級等の多様な資格を取得している。そのために、教員は対策講座を実施し、資格取得の支援を行っている。

進路支援は、学生部が主導し、各ゼミナール担当教員と事務職員が連携して行っている。毎月、教員は所属する学生と進路に関する面談を行うほか、必要に応じて個別に相談を受け指導を行っている。

入学案内や学生募集要項、ウェブサイトに入学者受け入れの方針を示している。入学手続き者に対しては、毎月、ニュースレターを送付して、学内の行事や進路、資格取得の情報、授業や学生生活についての情報を提供している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員については、教員選考基準を基に審査を行っており、教員組織は短期大学設置基準を満たしている。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員が配置されている。

教員の研究活動に関しては、ウェブサイトに公開されており、研究紀要においても研究

活動が公開されているが、平成 27 年度については、科学研究費補助金の申請者がいないため、申請ができるような教員の研究活動の支援が求められる。

FD・SD に関する規程を整備し、規程に基づき FD・SD 委員会を設置しており、「人-農業・園芸・環境関係論」の授業参観や「学生による授業評価アンケート」に対する結果報告会が開催されている。

学習成果を向上させるための事務組織は整備され、事務組織の責任体制は「事務組織規程」において明確化されている。各職員は事務をつかさどる専門的な職能を有している。また、事務職員は、教員と連携して学習成果を向上させるための努力をしている。各部署の担当業務の進捗状況は、常に共有されている。教職員の就業については、就業規則に基づいて適正に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。e-ラーニングシステムを積極的に取り入れており、校内だけでなく自宅でも実施できるなど、施設設備が整備・活用されている。

学内 LAN（無線 LAN を含む）が整備され、学生ごとにストレージが割り当てられており、学習で使用するデータを保存することができる。また、インターネットにも接続されており、情報探索も可能となっている。

学校法人全体の過去 3 年間の事業活動収支は収入超過となっている。余裕資金もあり、財務状況は良好である。資産運用については、資産保管管理規程に基づき、安全を第一に考慮して運用している。当該短期大学の収容定員が充足できているにもかかわらず、短期大学の事業活動収支は過去 3 か年支出超過となっている。中・長期の財務計画書があり、学内に対する経営情報の公開、危機意識の共有はできており、支出超過是正の取り組みを企図している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

学校法人は、昭和 29 年 3 月の創設以来、高等学校の設置を皮切りに、短期大学、中学校、幼稚園をはじめ数々の専門学校等を開設し、発展を遂げており、理事長はリーダーシップを発揮している。

理事長は学校法人の代表として、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。誠実に、信頼される毎日を大事とし、常に教職員一人ひとりに対して話しかけている。

理事会は第三者評価に対する役割を果たし、また、学校法人及び当該短期大学運営に必要な規程を整備している。理事は法令及び寄附行為の規定に基づいて選任され、建学の精神を理解し、学校法人全体の健全な経営についての学識、見識を有している。

学長は、教学運営の最高責任者としての役割を遂行している。入学式、卒業式では、建学の精神に基づき、どのような学生を育てたいのかを学生・保護者に訴えている。また、学長は、教授会を学則及び教授会細則の規定に基づいて開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会が意見を述べる事項については学則に規定されている。特に、学習成果及び三つの方針については、教授会で検証を重ね、共通認識を有している。教授会等の議事録は整

備されている。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、公認会計士と連携して年数回の監査を実施し、その状況について理事会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事の内 1 人は 2 週間に 1 度は来学し、副理事長、事務局長、教職員等から情報を聴取している。

評議員会は、理事、職員、学識経験者及び卒業生を含め、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、法令及び寄附行為の規定に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に機能している。

学校法人及び当該短期大学は、中・長期の財務計画に基づき作成、決定した事業計画と予算は 2 月の定例役員会で諮られた後、速やかに関係部門に指示している。年度予算は適切に執行され、日常的な出納業務は法人部門が円滑に実施している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。教育情報、財務情報は法令に基づき、ウェブサイトで公表・公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

職業教育の取り組みについて

総評

当該短期大学は、農業技術者、フラワーデザイナー、造園技術者等の農業系職業を目指して入学する学生の希望進路の実現のため、教育課程科目の多くに職業教育に関する専門科目を配している。とりわけ、1年次に受講する必修科目「進路支援Ⅰ」（通年開講）では、前期プログラムに花・野菜・果樹・作物・樹木等の栽培に携わる農業技術者、造園技術者、樹木匠、園芸療法士、フラワーデザイナーの職業人育成のための導入教育と個人面談による進路選択指導がされている。これは、主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図ることを目的とした授業「学外実習（インターンシップ）」に連結している。なお、職業選択のミスマッチが生じないよう、ゼミナール担当教員との個人面談も授業の一環として定期的に実施されている。

「高大連携授業科目等履修生制度」を設け、平成25年度より大分県内の県立高等学校と協定している。同制度は、フラワーデザイナーを目指す者を対象とした花卉園芸植物の装飾方法についての演習科目を公開し、高校生の進路支援に資するものとなっている。

社会人への学び直し（リカレント）の場として、社会人入試の設置、科目等履修生制度、聴講生制度が整備されている。平成27年度より「特別の課程」として履修証明プログラムである「ガーデンデザイナー養成コース」に、ガーデンデザインと設計・施工に関する実習科目や演習科目のカリキュラムが設置され、社会人の受け入れ・支援体制が整えられている。

職業教育を担う専任教員10人中の実務家教員は5人（民間企業2人、農業系公務員2人、病院1人）は、各種学会に所属しているほか、それぞれの専門性と教養を高め、資質向上に努めている。

平成27年度卒業生における就職希望者の就職率は100パーセントであり、就職した16人のうち15人（94パーセント）が学修した分野の専門職として就職している。当該短期大学の少人数のゼミナール制の特長から全学生の進路活動状況の定期的な調査・把握及び「卒業生によるアンケート」の結果が職業教育に生かされている証左である。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○ 当該短期大学の園芸科特徴ゆえの職業教育である。1年次からの専門職業への導入教

育とその意識付け及びゼミナール担当者による細やかな相談体制が整備されている。また、園芸科の授業科目を利用した高大連携やリカレント教育を公開するなど、教育資源の有効利用が図られている。

地域貢献の取り組みについて

総評

園芸科の特性を生かした地域社会への4つの公開講座「グリーンアカデミー」、「毒物劇物取扱者講座」、「園芸療法講座」、「農業・園芸のこれからについて」は、当該短期大学ならではの、長年にわたって開講している。とりわけ、「グリーンアカデミー」の昭和51年からの講座は地域社会に根付いている。

大分県の各種団体等が主催するフラワーデザインコンテスト、デモンストレーション講習会等への参加による交流も学科特性ゆえである。

佐賀関町の地域資源（ヤブツバキ）を生かした里山再生・振興に関する産・官・学連携事業による佐賀関町産ヤブツバキの調査、植樹、古木群の発掘調査、佐賀関町産ヤブツバキの油と花弁色素を用いた商品（関椿ドレッシング、関椿シロップ）を開発し、発売している。また、ヤブツバキの植樹活動に市民・学生が積極的に参加している。

絶滅危惧種「ヒメユリ」の保護・増殖を目指した地域支援のパトロール及び保護・増殖活動に取り組み、現地採取した種子の発芽実験を行った。種子の80パーセント以上の発芽に成功し、易発芽性種子であることを確認した。かつ、実験実習場で育てた球根を、11月に現地へ移植する等、明るい展望を開いた。

その他、キャンパスに隣接する大分赤十字病院、大分県赤十字社や献血センター等の主催する講習会、キャンペーン等、また福祉施設のボランティアにも積極的に参加し地域に貢献している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 園芸科の特性を生かした公開講座の開講、各種団体へのコンペティションへの参加、地域資源（ヤブツバキ）を生かした産・官・学連携事業、絶滅危惧種（ヒメユリ）の保護・増殖を目指した地域支援、地域の医療・福祉団体での教職員、学生のボランティア活動等、地域貢献に積極的に努めている。